

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北都福祉会（以下「この法人」という。）の定款8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける金銭をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 個々の役員の報酬等は、別記1に定める額とし、個々の評議員の報酬等は、別記2に定める額とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月17日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別記1 理事の報酬 理事会出席の都度、日当として一人一律5,000円
理事の費用 理事会出席の都度、交通費等相当額として一人一律5,000円

別記2 評議員の報酬 評議員会出席の都度、日当として一人一律5,000円
評議員の費用 評議員会出席の都度、交通費等相当額として一人一律5,000円